

相続手続に必要な戸籍謄本の取得について

I 戸籍謄本が必要な理由について

相続財産は、民法 898 条で「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とあり、相続開始後、遺産分割確定までの間の相続財産は、原則として法定相続人の「共有」となります。

よって、お亡くなりになった方（被相続人）の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本にて法定相続人を確認させていただいています。

II 戸籍謄本とは

戸籍謄本は、戸籍の内容を証明するもので、種類により異なる名称が使用されます。また、戸籍とは、日本国民が出生してから死亡するまでの身分関係（出生、婚姻、死亡、親族関係等）を登録し、公に証明するための公簿です。戸籍法に基づく届出により記録され、本籍地の市区町村役場に保管されています。

名称	内容
戸籍謄本	戸籍に記載されている事項全てが記載されたものです。 (戸籍抄本は、戸籍に記載されている者のうち、一人または複数人抜粋して証明したものです。)
全部事項証明	電子化された戸籍を「全部事項証明」といいます。
改製原戸籍謄本	戸籍法の改正により、戸籍の様式等が変更された際の手換前（改製前）の戸籍謄本のことを「改製原戸籍謄本」といいます。
除籍謄本	死亡・婚姻等により戸籍から一部の者を除くことを除籍といい、一戸籍内の全員が除籍された除籍簿の写しを「除籍謄本」といいます。

III 戸籍謄本の種類

戸籍の様式や編成基準は法令等の改正により変更され、法改正により戸籍を作り直すことを戸籍の「改製」といいます。昭和以降の主な戸籍の改製は以下の 2 つがあります。

昭和 23 年施行の戸籍法および昭和 32 年法務省令第 27 号による改正	家を単位とした戸籍から夫婦親子を単位とした戸籍に変更
平成 6 年法務省令第 5 号による改製	戸籍事務のコンピュータ処理が可能になったことに伴う変更（「縦書き」から「横書き」に変更）

IV 必要な戸籍謄本について

被相続人の「生まれてから亡くなられた時まで」を確認するために必要な戸籍謄本の種類は、被相続人の過去の経緯（結婚・転籍・養子縁組等）に加え、法務省令による改製等も関係し各々異なります。

被相続人の戸籍謄本	相続手続きにあたり「どなたが相続人になるか」確認させていただくため、被相続人の「生まれてからお亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄本」のご提出をお願いしております。 戸籍が改製されると、書換前の戸籍に書かれていた記載の一部が省略され、最新の戸籍にない情報が「改製原戸籍謄本」や「除籍謄本」から見つかることもあり、「改製原戸籍謄本」や「除籍謄本」のご提出もお願いしております。
相続人の戸籍謄本	相続人の方が、結婚・養子縁組等で新戸籍となり、氏名・生年月日等について、被相続人の戸籍謄本と相続人の「印鑑証明書」で一致を確認できない場合、相続人の方の戸籍謄本のご提出をお願いし、被相続人との関係を確認させていただく場合がございます。

●戸籍謄本収集の流れ

被相続人を中心とする「相続人関係図」（19ページを参照ください）を作成し、「死亡時戸籍」から「出生時戸籍」へと過去にさかのぼる形で連続性を確認しながら入手していくと、効率よく戸籍謄本を収集いただけます。

●法定相続情報一覧図について

法務局で発行する法定相続情報一覧図を提出される場合は戸籍謄本の提出は不要です。申請については、最寄りの法務局へお問い合わせください。

V 戸籍謄本の入手方法について

○戸籍謄本は、一番新しい戸籍（被相続人の死亡の事実が記載された戸籍）から、古い戸籍にさかのぼって請求していきます。

○戸籍謄本等は、以下のいずれかの方法で入手します。

- ①本籍地の役所の窓口で直接請求する。
- ②本籍地の役所に郵送で請求する。
- ③足利銀行等の「遺産整理業務（相続手続き代行サービス）」を利用する。
- ④行政書士法人ジンテックの「相続時戸籍取得代行サービス」を利用する。

- 申請書類や手数料は各自治体により異なります。事前に本籍地の役所に電話で照会するか、ホームページを参照して申請方法をご確認ください。
- 戸籍謄本の「戸籍事項欄」の戸籍の編成事由、編成日、除籍日と被相続人の「身分事項欄」の出生事項、婚姻事項、離婚事項等事実発生日を見ながら、前の「本籍」が何処であったか、その戸籍の「筆頭者」が誰であるかを確認し、以前本籍のあった市区町村に請求していく必要があります。
- 役所に請求する場合、**「相続手続に必要なため、被相続人が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍謄本を発行してください」**とお伝えいただくと連続した戸籍を入手できる場合があります。

VI 戸籍謄本の連続性の確認方法

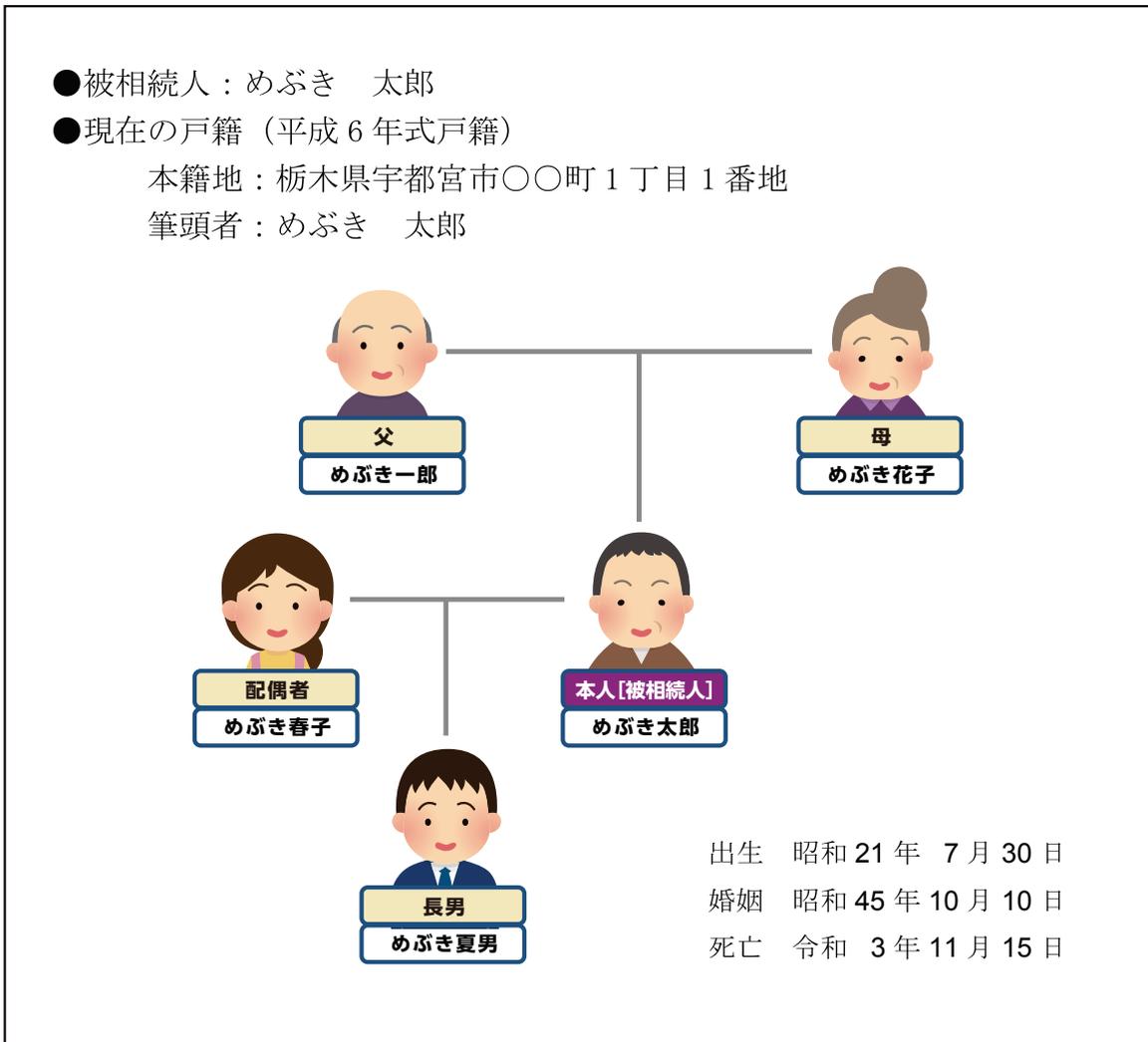
- 新しい戸籍ができるると古い戸籍は「消除」「除籍」といった記載が行われます。「新しい戸籍の作成日」と「旧戸籍のなくなった日（消除日・除籍日）」の一致により連続性を確認します。
- 戸籍がいつ作られたかは「戸籍事項欄」に記載されます。戸籍が新しく編製される主な理由は次のとおりです。

理由	記載内容	確認方法
法律による様式変更の場合	改製	「改製日」に注目し、一つ前の戸籍を請求すると「改製原戸籍」と書かれた戸籍が入手でき、通常「改製日」と「消除日」が一致しています。
婚姻や離婚、養子縁組等の場合	編製	「編製日」を確認します。一つ前の戸籍では、被相続人の「身分事項欄」を見ます。欄の最後に「新戸籍編製により除籍」という記載があれば除籍された日を確認し、新戸籍の「編製日」と一つ前の戸籍の「除籍日」の一致を確認します。
他の市区町村から本籍を移した場合	転籍	「転籍日」を確認します。一つ前の戸籍では、被相続人の「戸籍事項欄」を見ます。欄の最後に「転籍により除籍」という記載があれば除籍された日を確認し、新戸籍の「転籍日」と一つ前の戸籍の「除籍日」の一致を確認します。

- ・昭和 23 年式より旧式の戸籍では、戸籍事項欄と身分事項欄が分かれておらず、戸籍事項欄が戸主の身分事項欄に記載されています。

Ⅶ 戸籍謄本入手の具体的な流れ

次の事例をもとに、戸籍謄本を入手する際の具体的な流れをご説明します。



①現在の戸籍謄本(平成6年式戸籍)…めぶき太郎氏の死亡時の戸籍

○被相続人の死亡時の戸籍謄本を所在地の本籍地の役所に請求します。

(めぶき太郎氏の場合は「宇都宮市役所に請求」)

※役所に請求する場合、**「相続手続に必要なため、被相続人が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍謄本を発行してください」**とお伝えいただくと連続した戸籍入手できる場合があります。

○下図はめぶき太郎氏の「全部事項証明」の抜粋です。「戸籍事項欄」に戸籍改正の記録がありますので、平成6年式戸籍の改正前の戸籍が必要となります。

○太郎氏の身分事項欄に「死亡」記載がありますので、**この戸籍が太郎氏の死亡時の戸籍**となります。

全部事項証明	
本籍 氏名	栃木県宇都宮市〇〇町1丁目1番地 めぶき 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成17年7月2日 【改正事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】 太郎 【生年月日】 昭和21年7月30日 【父】 めぶき一郎 【母】 めぶき花子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和21年7月30日 【出生地】 栃木県小山市 【届出日】 昭和21年8月5日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 昭和45年10月10日 【配偶者氏名】 足利春子 【従前戸籍】 栃木県小山市〇〇町123番地 めぶき一郎
死亡	【死亡日】 令和3年11月15日 【死亡時分】 午後2時35分 【死亡地】 栃木県宇都宮市 【届出日】 令和3年11月17日 【届出人】 親族 めぶき春子

②改正原戸籍(めぶき太郎氏の婚姻時の戸籍)

○①の平成6年製戸籍の改製前の戸籍です(冒頭に「平成六年法務省令・・・による改製につき平成拾七年七月貳日消除」とあります)。

○太郎氏の身分事項に「昭和四拾五年拾月拾日足利春子と婚姻・・・栃木県小山市・・・めぶき一郎戸籍から入籍」とあり、一つ前の戸籍(婚姻前の戸籍)は、本籍が「栃木県小山市〇〇町壹貳参番地」、筆頭者は「めぶき一郎」氏であることがわかります。

○婚姻に伴いできた戸籍であり、**出生時の戸籍ではないため、一つ前の戸籍を栃木県小山市に請求する必要**があります。

				籍本 栃木県宇都宮市〇〇町壹丁目壹番地 婚姻の届出により昭和四拾五年拾月拾日編成		改製原戸籍 平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項 による改正につき平成拾七年七月貳日消除
昭和貳拾壹年七月参拾日小山市で出生同年八月五日父届出入籍 昭和四拾五年拾月拾日足利春子と婚姻届出 栃木県小山市〇〇町壹貳参番地めぶき一郎戸籍から入籍				名氏 めぶき太郎		
生	出	夫	母	父		
昭	和	太	め	め		
和	貳	郎	ぶ	ぶ		
貳	拾		き	き		
参	壹		花	一		
拾	日		子	郎		
日						
				男		
				長		

④改正原戸籍(めぶき太郎氏出生時の戸籍)

○この戸籍は家制度に基づく戸籍で、夫婦と子供以外の続柄の人も記載されています。

○戸籍事項から昭和3年に家督相続により小山市で編製されたことがわかります。

○太郎氏の「身分事項欄」にある「出生事項」は、**出生したのが昭和21年で、この戸籍の編製時期(昭和3年)より後ですので、これが出生時の戸籍となります。**

改製原戸籍																							
本籍 栃木県小山市〇〇町壱貳番地																							
本籍ニ於テ出生父丑之助届出・・・(中略)																							
昭和参年壱月拾日前戸主丑之助死亡ニ因リ家督相続届出同月拾																							
式日受付：(以下略)																							
婚姻事項(省略)																							
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壱日																							
本戸籍編製																							
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和四拾年壱月拾日																							
あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除																							
出生事項(省略)																							
婚姻事項(省略)																							
夫の死亡事項(省略)																							
死亡事項(省略)																							
(中略)																							
昭和貳拾壹年七月参拾日小山市で出生同年八月五日父届出入籍																							
男長				母				主 戸				主戸前											
生出		母		父		生出		母		父		前戸主との続柄		めぶき 丑之助									
昭和貳拾壹年七月参拾日		めぶき 花子		めぶき 一郎		明治貳拾五年六月八日		はな		亡 栃木 牛夫 とら		大正九年七月拾日		めぶき 一郎		亡 はな		亡 めぶき丑之助		めぶき 丑之助 長男			
男長				女二				男長				男長											

以上で戸籍謄本の取り寄せは終了になります。**めぶき太郎氏の事例では、死亡の事実の記載がある戸籍から出生時の戸籍にさかのぼって請求した結果①～④の4種類**になりました。